

印紙税の自己申告制度及び監査の枠組みについて（改訂版）

2026 年 3 月

2026 年 8 月改訂

One Asia Lawyers Group

マレーシア担当

日本法弁護士 橋本 有輝

マレーシア法弁護士 **Najad Zulkipli**

1. はじめに

マレーシアの印紙税制度に関する最近の変更を受け、多くの企業が社内のコンプライアンス体制を強化しています。特に、マレーシア内国歳入庁（Inland Revenue Board of Malaysia : LHDNM）による印紙税監査の可能性を見据えた対応が進められています。



印紙税は、各種の商業取引および法的取引から生じる書面の文書（instrument）に課される直接税の一種です。これには、契約書、合意書、不動産の譲渡、株式取引、不動産賃貸借、貸付契約およびその他類似の取引が含まれます。

これらの文書に対する印紙税の課税は、マレーシアの Stamp Act 1949（以下「印紙税法」）の規定に従って正確に評価される必要があります。印紙税に関する以前の記事については、別稿をご参照ください。

2. 印紙税制度に関する最近の主な変更

(1) 印紙税自己申告制度（Self-Assessment System）の導入

ア 自己申告制度概要

自己申告制度＝Self-Assessment Stamp Duty System（SASDS）は、LHDNMにより導入された制度であり、文書の押印手続を近代化し迅速化することを目的としています。

本制度は文書または契約の種類に応じて段階的に導入されており、2026年1月1日から既に開始されています。

イ この制度を利用できる者

自己申告制度の下では、個人、法律事務所、または指定された代理人などの印紙税納税者が、特定の文書について支払うべき印紙税額を自ら評価・計算することが可能です。

ウ 支払い方法

自己申告制度導入以前は、すべての申請はLHDNMが文書を確認し、その裁量により印紙税を決定し、評価通知（assessment notice）を発行していました。

自己申告制度の下では、企業は会社に代わって申告手続きを行う代理人を指定することができます。指定された代理人は、印紙税対象文書とともに所定のフォームを提出する

必要があります。各文書の申告は、提出時点でLHDNMにより評価されたものとして扱われます。

代理人は、対象文書をアップロードし、システム上の所定フォームを入力します。提供された情報に基づき、システムが自動的に印紙税額を計算します。

金額が確定しフォームが提出されると、納税者は支払いを行うことができ、その後システムが発行するスタンプ証明書を印刷します。当該証明書は、紙の文書に添付する必要があります。

エ 自己申告制度の導入のスケジュール

自己申告制度は、既に一部が開始されていますが、文書の類型に応じて、以下の通りのスケジュールで完全実施に至ることが予定されています。

フェーズ	導入日	対象文書の類型
フェーズ 1	2026 年 1 月 1 日	賃貸借／抵当、担保および一般的文書
フェーズ 2	2027 年 1 月 1 日	不動産の譲渡
フェーズ 3	2028 年 1 月 1 日	上記以外の全文書

(2) 印紙税監査の枠組み

ア 監査の概要

上記の印紙税の自己申告制度の導入に合わせ、同制度の実効性を高めるため、LHDNM は 2025 年 1 月から納税者の印紙税額の正確さを検証及び確認するための監査を開始している。この制度の下、LHDNM の担当官は監査を実施し、必要があれば企業の施設を訪問して印紙税対象文書の検査をすることができます。この監査の主な特徴は以下の通りです。

(ア) 監査の種類。

・一般監査

一般監査とは、監査対象者が自己申告制度又は孤児申告制度開始前に行った印紙税申請に関連して提出した書類を確認する一般的な監査をいいます。

一般監査はLHDNMの職員によって実施され、追加情報が必要な場合には、監査対象者がLHDNMの事務所に呼び出されてインタビューを受けることがあります。

・包括監査

包括監査とは、監査対象者が保有するすべての締結済み文書を対象とする監査です。

包括監査は、監査対象者の事業所、LHDNMの事務所、又はLHDNMと監査対象者の間で合意された場所において実施されます。

(イ) 監査対象企業の選定

ランダムに選定されるとされています。監査予定日に、会社／監査対象者に対して通知書又は訪問通知書が発行され、検査対象となる文書のリストが提示されます。

(ウ) 監査対象期間となる文書

通常の監査対象期間は **3 年間**です。例えば、2025 年に実施された監査では、会社が支払うべき印紙税の対象となる文書のうち、2022 年、2023 年及び 2024 年に締結された文書が検証対象となります。

(エ) 監査事項

監査では、適切な印紙貼付、正しい税額、及び期限内の順守状況が確保されているかを確認することに重点が置かれます。

イ 監査結果

納税者（監査対象者）は、まず監査結果及びその理由を説明した監査結果通知を受領します。

納税者には、当該指摘事項についてフィードバック又は説明を提出する機会が与えられます。

結果に同意しない場合、納税者は 14 営業日以内に追加情報又は証拠を提出することにより正式に異議を申し立てることができます。

LHDNM は当該異議を再検討し、最終査定通知又は修正査定を監査完了通知とともに発行します。

14 営業日以内に異議申立てがなされない場合、当該結果は受諾されたものとみなされ、LHDNM はペナルティを伴う修正査定を発行します。

ウ 監査完了までの期間

(ア) 一般監査：監査訪問通知書の日付から 7 営業日以内

(イ) 包括監査：監査訪問通知書の日付から 60 営業日以内

(3) その他重要な変更点

ア ペナルティの引き上げ

文書は、マレーシア国内で締結された場合には締結日から 30 日以内、又はマレーシア国外で締結された場合にはマレーシアに持ち込まれてから 30 日以内に印紙貼付を行う必要があります。

この期間内に印紙貼付が行われない場合、遅延期間に応じてペナルティが課されます。今般の変更により、従来よりも高いペナルティが導入されました。

(ア) 印紙貼付期限から 3 か月以内に貼付された場合

→ RM50.00 又は不足税額の 10%のいずれか高い額

(イ) 印紙貼付期限から 3 か月を経過した後に貼付された場合

→ RM100.00 又は不足税額の 20%のいずれか高い額

※上記の料率は 2025 年 1 月 1 日から適用されます。従前のペナルティ率については、当社の過去の記事をご参照ください。

イ 外国主体に関する印紙税の変更

従来、印紙税法第一スケジュール Item 27(a)(ii)では、外国通貨建てローンに関する文書（ローン契約及び関連担保文書を含みます）に対する印紙税は 0.5%とされ、かつ、RM2,000 の上限が設けられていました。

2024 年 1 月 1 日から、この上限は撤廃され、ローン金額の 0.5%を上限なく課税する方式となりました。その結果、ローン金額によっては支払うべき印紙税が大幅に増加する可能性があります。

ウ 財産の売却に関する印紙税の変更

株式、市場性証券、又は段落(c)に言及される売掛債権／帳簿債権を除く財産について、外国会社又は市民でも永住者でもない者に譲渡する場合には、RM100 又はその端数ごとに RM4.00 の印紙税が課されます。

当該税額は、文書に記載された対価額と当該財産の市場価値のいずれか高い額を基準として算定されます。

エ 雇用契約書および免税対象文書に関する印紙税・認証要件の明確化

2026 年 8 月 7 日、マレーシア内国歳入庁（LHDNM）は、雇用契約書および印紙税の免税対象文書について、印紙税の納付および認証（endorsement）の可否を明確化しました。

印紙税法の First Schedule（第一附則）では、各文書の類型ごとに個別に印紙税が免除される「Exemption（免税）」が定められているほか、同 Schedule 末尾には、同法第 35 条に基づき印紙税が免除される「General Exemptions（一般免税）」が定められています。

このうち、First Schedule の各文書の類型において個別に「Exemption」として規定されている文書（例えば、一定の宣誓供述書や物品売買契約、一定額以下の賃金に係る雇用契約等）については、印紙税の納付およびLHDNMによる認証のいずれも不要とされています。

雇用契約書については、First Schedule Item 4 の Exemptions において、一定の賃金以下の service 又は personal employment に関する契約が免税対象とされています。従来、この基準は月額賃金 RM300 以下とされていましたが、Finance Act 2025 による改正により、2026 年 1 月 1 日以降に締結される雇用契約について、月額 RM3,000 以下に引き上げられました。したがって、月額賃金 RM3,000 以下の雇用契約書については、印紙税の納付および認証のいずれも不要となります。

これに対して、First Schedule 末尾の「General Exemptions」に該当する文書（例えば、マレーシア政府または州政府が当事者となる一定の文書や、政府による一定の土地の grant・lease 等）については、印紙税法第 35 条により印紙税は課されませんが、免税要件を満たすことを確認するため、LHDNM へ免税対象である旨を申請し、免税対象であることについて LHDNM の確認（endorsement）を受ける必要があります。

また、月額賃金が RM3,000 を超える雇用契約については、principal instrument 又は master contract について印紙税の納付および認証が必要となる一方、同一の雇用契約に関連する

付随文書（例えば、雇用契約に付随して作成される別紙、付属書その他の関連文書等）については、別途の印紙税納付および認証は不要とされています。

3. 最後に

上記につき、ご質問がある場合、またはこれらの変更の際にサポートが必要な場合は、当社の専門家チームがお手伝いいたします。

また、当事務所は、顧客の代理人として、顧客に代わり印紙税の自己申告を実施し、適切な印紙税率が適用されるよう対応する訓練を受けています。

LHDNM による正式な監査手続やペナルティの引き上げを含むより厳格なコンプライアンス措置の導入に伴い、多くの企業は印紙税義務をより慎重に管理するため、社内プロセスの強化を進めています。

印紙税コンプライアンスに関してご質問がある場合、又は評価及び印紙貼付手続の代理人として当事務所の支援をご希望される場合には、どうぞお気軽にご連絡ください。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >



橋本 有輝

One Asia Lawyers Group マレーシアオフィス
弁護士（日本）

2005 年神戸大学法学部卒業、2008 年関西学院大学法科大学院修了、同年司法試験合格、その後日本で独立し、3つの事務所を持つ法律事務所の代表弁護士を務める。建設業、不動産管理業、システム開発業、地方自治体、政党等、幅広い業種の顧問を務める。主な分野は、商業・企業アドバイザー業務、不動産処分・買収、技術ベースの契約交渉など多岐にわたる。ワンアジア・ロイヤーズに入所後は、主に一般的な企業法務、ジョイント・ベンチャー、M&A、事業譲渡、株式資本の再編、海外投資、規制遵守、コーポレート・ガバナンス、雇用法、労働法関連のクロスボーダー取引の構築と処理に注力している。

yuki.hashimoto@oneasia.legal

**Farhatun Najad Zulkipli****One Asia Lawyers Group マレーシアオフィス
弁護士（マレーシア）**

マレーシアの弁護士資格を持ち、マラヤ高等法院の法廷弁護士でもある。企業内および個人事務所での長年の経験があり、主な分野は、商業・企業アドバイザリー業務、不動産処分・買収、技術ベースの契約交渉など多岐にわたる。2021年にワンアジア・ロイヤーズに入所後は、主に一般的な企業法務、ジョイント・ベンチャー、M&A、事業譲渡、株式資本の再編、海外投資、規制遵守、コーポレート・ガバナンス、雇用法、労働法関連のクロスボーダー取引の構築と処理に注力している。

najad.zul@oneasia.legal